

摂津市地域公共交通計画推進支援委託
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、摂津市地域公共交通計画（令和 6 年度策定）の施策を推進するにあたってコンサルティング業務の委託業者選定をプロポーザル方式で選定するための各種手続き、要件及び審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

1. 業務概要

(1) 業務名

摂津市地域公共交通計画推進支援（以下「本業務」という。）

(2) 方針及び業務内容

摂津市地域公共交通計画推進支援委託仕様書（以下「仕様書」という。）（別添）の
とおり

(3) 履行期間

契約の締結日から令和 9 年 3 月 31 日

(4) 予算額（提案上限額）

- ・令和 7 年度：11,705 千円（消費税及び地方消費税を含む契約上限額）
- ・令和 8 年度債務負担行為額：11,913 千円（消費税及び地方消費税を含む契約上限額）

2. 参加資格

本プロポーザルに参加する者は以下のすべての条件を満たす者とする。

(1) 仕様書に基づく業務を行うことができる。

(2) 摂津市に対する入札資格を有している。

(3) 摂津市から資格停止措置等を受けていない。

(4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該
当していない。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている
ものでない。

(6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている
ものでない。

(7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしているもの
でない。

(8) 業務実績に関する要件

企業及び（9）に記載の管理技術者は、コミュニティバスの運行形態見直し支援業
務について、直近 5 年以内（令和 2 年度から令和 6 年度）に受注、完了（予定）し
た業務の実績を 2 件以上有さなければならない。

- (9) 業務執行体制並びに配置する管理技術者及び担当技術者の要件
- ・業務執行体制
管理技術者 1 名、担当技術者 2 名以上とする。
 - ・配置する技術者
 - 管理技術者は次の資格を有する者を配置し、本市又は同規模の地方公共団体における公共交通に関する業務実績を有すること。
技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条に規定する技術士（建設部門：都市及び地方計画）
 - 管理技術者又は担当技術者には、次の資格を有する者を 1 名以上配置すること。
運行管理者（旅客）
 - 担当技術者は、次の資格を有する者を配置すること。
技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条に規定する技術士（建設部門：道路又は都市及び地方計画）

3. 日程

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

	実施内容	期日・期間等
1	実施要領・仕様書等の配付 (道路交通課 HP にて)	令和 7 年 4 月 11 日（金）
2	質問の受付期間	令和 7 年 4 月 11 日（金）から 4 月 17 日（木）正午
3	質問回答予定日	令和 7 年 4 月 23 日（水）
4	参加表明書、企画提案書等の提出期限	令和 7 年 4 月 30 日（水）午後 5 時まで
5	審査日 (プレゼンテーション)	令和 7 年 5 月 7 日（水）又は 5 月 8 日（木） (※日時は 5 月 2 日（金）に通知予定)
6	審査結果通知	令和 7 年 5 月 9 日（金）以降
7	契約協議	令和 7 年 5 月 9 日（金）以降
8	契約締結	令和 7 年 5 月 9 日（金）以降

4. 手順

(1) 質問の受付及び回答

- ① 受付期間：令和 7 年 4 月 11 日（金）から 4 月 17 日（木）正午
※受付期間外の質問には回答しない。

② 提出方法

電子メールで下記のメールアドレス宛に提出すること。なお、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

メールアドレス : douro-koutsuu@city.settsu.osaka.jp

③ 提出内容

次の事項を明記すること。

- ・電子メールの標題は、「摂津市地域公共交通計画推進支援委託プロポーザルに関する質問」とすること。
- ・事業者名
- ・担当者の氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ・質問内容

④ 回答方法

質問に対する回答は、令和7年4月23日（水）に、道路交通課ホームページに掲載する。

（2）企画提案書等の作成に関する事項

① 提出資料

	提出書類	様式等
A	参加表明書	様式1（プロポーザル参加表明書）
B	企画提案書	任意様式（1枚目中央に「摂津市地域公共交通計画推進支援委託提案書」と記載した表紙を貼付、A4判を使い、横書き、片面印刷15ページ以内、カラーコピー可） ※ 文字の大きさは11ポイント以上とする。 ※ A3判の資料を挿入するときは、A4判2ページ分とカウントする。
C	業務実績	任意様式 ① 参加資格（8）に示す内容を記載 ② 大阪府内又は本市と同規模（人口・面積等）の自治体における地域公共交通計画推進支援に係る業務実績（直近5年以内：令和2年度から令和6年度）の業務受託年度、発注機関、業務名、業務の概要を記載【該当する場合に記載】 ③ 主要業務実績（直近3年以内：令和4年度から令和6年度）を記載（交通の分野に関わらず、事業者の主要な業務実績とする。）
D	業務執行体制	任意様式

	提出書類	様式等
E	配置予定技術者の経歴・業務実績等	2. 参加資格（9）に示す内容を記載 ※ 業務責任者及びグループ等執行体制の氏名（専属的に業務に携わる者を明示）、業務実績、経歴、取得資格等を記載すること。
F	その他必要資料	任意
G	見積書（内訳書添付）	年度毎に作成し、業務内容に対する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにすること。
H	参考資料	企業パンフレット等

② 提案を求める項目

（別添）仕様書のとおりとする。特に、以下の点に着目し行うこと。

- ・ニーズ把握について、丁寧かつ効果的・効率的に把握できる手法を具体的に示しているか。また、把握したニーズをどのように施策（運行形態見直し案等）につなげていくかを示しているか。
- ・既存の輸送資源（医療機関による送迎など）の整理・調整の方法や考え方が示されているか。
- ・既存公共交通との役割分担の明確化や、利用促進につなげる観点を盛り込んだ提案となっているか。
- ・市民や地域、事業所、その他関係者と連携・協働の手法を具体的に示しているか。
- ・国の補助事業について情報収集を行い、補助の活用に向けて、市の特性を踏まえた幅広い提案となっているか

③ 提出方法等

- ・提出期限：令和7年4月30日（水）午後5時まで
- ・提出先：摂津市建設部道路交通課交通対策係（市役所新館5階）へ持参（土日祝日を除く。）すること。

※ 郵送、電子メールでの提出は無効とする。

・提出部数

正本：1部（代表者印押印のもの）

副本：5部（正本の写し）

※ 正本：提出書類A～Hの順序で製本し、インデックスを貼りA4ファイルで提出すること。また、ファイルの表紙及び背表紙に、「摂津市地域公共交通計画推進支援」及び事業所名を表示すること。

- ※ 副本：提出書類 B～G の順序で製本し、インデックスを貼り A4 ファイルで提出すること。また、ファイルの表紙及び背表紙に、「摂津市地域公共交通計画推進支援」と表示すること。
- ※ 正本のみ法人名称、商品名、ロゴマーク等、提案者名を記載し、副本については類推できる記載（表現）はできないこととする。また、複数の企画提案書の提出は認めない。

(3) 企画提案書の審査及び評価に関する事項

① プrezentation

- ・実施日：令和 7 年 5 月 7 日（水）又は 5 月 8 日（木）

※ 時間・場所等の詳細は別途通知する。

- ・1 者あたりの所要時間（45 分程度）

準備 5 分、提案内容説明 25 分、質疑応答 10 分程度、撤収 5 分

- ・内容説明

企画提案書に基づく説明を行うこと。なお、出席者は本業務に直接関わる者とし、説明は、受託した際の配置予定の技術者が行うこと。

- ・参加人数

配置予定の技術者を含め 5 名以内とする。

- ・その他

提案者が 1 者であってもプレゼンテーションは実施し、選定の可否を決定する。

法人名称、商品名、ロゴマーク等で提案者が特定できる記載（表現）は伏せ、プレゼンテーションを実施すること。

パソコン等の電子機器を利用する場合、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意するが、パソコン及びその他の機器は提案者が持参すること。なお、資料の追加や差し替えは認めない。

② 受託候補者の選定

事業者の選定は、「摂津市地域公共交通計画推進支援委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）で行う。

③ 審査・選定方法

選定委員会において、「⑤審査項目」に照らし、企画提案書、プレゼンテーション等を総合的に判断し、最優秀者 1 者、次点者 1 者を選定する。ただし、あらかじめ定めた基準点（全体配点の 65%）以上の者とする。

④ 結果通知

審査終了後、参加者全員に通知する。なお、審査の経緯や内容についての質疑及び審査結果に対する異議は受け付けない。

⑤ 審査項目

審査項目は、次表に掲げるとおりとし、100点満点とする。

審査項目	細目	配点
1 業務実績	コミュニティバスの運行形態見直しに関する十分な実績を有しているか。	10
2 提案内容	本市の特性や計画策定までの経過、既存の輸送資源（医療機関による送迎など）や役割分担等の観点を踏まえたうえで、セッピイ号や市内循環バスの運行形態見直しに反映できる提案となっているか。	10
	丁寧かつ効果的・効率的なニーズ把握の手法になつており、施策展開への実効性が見込めるか。	20
	多様な関係者との連携・協働による「共創」ができる手法の提案があり、その実現が見込めるか。	15
	施策実施にあたり、国庫等補助制度の積極的な活用を見込めるか。	10
3 取組姿勢・コミュニケーション能力	本業務に積極的に取り組む姿勢がうかがえるか。質疑に迅速かつ的確に応答できているか。	5
4 見積書	経済的妥当性はどうか。	20
合計		100

5. 参加者の失格

下記のいずれかに該当した場合には、本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 企画提案書が提出期限までに提出されない場合
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) その他本実施要領の定めに反した場合
- (5) 本件に関して不正な行為等があった場合

6. 契約に関する基本事項

- (1) 摂津市は、最高得点者を契約の最優先候補者とし、契約交渉を行うものとする。ただし、最高得点者が選考後、参加資格要件を満たさないと認められた場合及び契約交渉が不調の場合は、次に得点の高い事業者から順に契約交渉を行うものとする。
- (2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、摂津市と詳細について協議する。この際、契約内容・仕様・契約金額については、協議の結果、プロポーザル実施時の仕様書案や採択された提案から変更が生じることがある。
- (3) 契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。
- (4) 契約にあたっては、原則、契約保証金を納付する必要がある。ただし、契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社との保証契約を含む。）を締結し、その保証証券又は保証証書を市に寄託する形でもよい。

7. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (3) 提案書に虚偽の記載があった場合は、当該提案書を無効にするとともに、当該提案書の提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (4) 企画提案書の審査の結果、最適なものとして特定された者は、契約手続きの完了までは、摂津市との間に当該業務実施に係る契約関係は生じない。

8. 事務局

摂津市建設部道路交通課交通対策係 担当：高畠、小林

〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号

TEL 06-6383-1555 (内線2841～2842)

メールアドレス douro-koutsuu@city.settsu.osaka.jp